

神奈川県監査委員報告第13号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和7年7月25日

神奈川県議会議長	長	田	進	治	様
神奈川県知事	黒	岩	祐	治	様
神奈川県教育委員会教育長	花	田	忠	雄	様
神奈川県公安委員会委員長	笹	野	章	央	様

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵
同	中	家	華	江
同	柳	下	剛	
同	斉	藤	た	か
			か	み

第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第2 監査の対象**1 財務監査（定期監査）**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

出先機関348か所のうち、令和7年4月30日までに監査の結果を取りまとめた87か所（他の監査実施箇所については、今後、監査の結果を取りまとめ次第報告する予定）

第5 監査実施期間

令和6年12月19日から令和7年4月30日まで
（職員調査は、令和6年12月2日から令和7年4月18日まで実施）

第6 監査の実施内容

1 財務監査（定期監査）

令和6年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。
 なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分 of 適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が38件認められ、その内訳は不適切事項37件、要改善事項1件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。

(単位：か所、件)

局 等	実施 箇所数	指摘事項が		内 訳			
		認められた箇所		不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件 数	箇所数	件 数	箇所数	件 数
政 策 局	3	3	4	3	4	0	0
総 務 局	3	0	0	0	0	0	0
くらし安全防災局	1	0	0	0	0	0	0
文化スポーツ観光局	0	0	0	0	0	0	0
環 境 農 政 局	1	0	0	0	0	0	0
福祉子どもみらい局	6	3	3	3	3	0	0
健 康 医 療 局	4	1	2	1	2	0	0
産 業 労 働 局	6	2	2	2	2	0	0
県 土 整 備 局	6	4	10	4	9	1	1
企 業 庁	7	1	1	1	1	0	0
教 育 委 員 会	29	10	14	10	14	0	0
公 安 委 員 会	21	1	2	1	2	0	0
計	87	25	38	25	37	1	1

- (注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。
- (1) 法令等に違反すると認められる事案
 - (2) 予算目的に反していると認められる事案
 - (3) 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
 - (4) 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
- 2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。
- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
 - (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
- 3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項37件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項 目	件 数 (件)	構 成 率 (%)
財 務 監 査	32	86.5
予 算 執 行	3	8.1
収 入	0	0
支 出	3	8.1
会 計 事 務 処 理	0	0
契 約	17	45.9
課 税 徴 収	0	0
工 事	0	0
補 助 金	0	0
現 金 ・ 有 価 証 券	0	0
財 産	7	18.9
庶 務	2	5.4
そ の 他	0	0
行 政 監 査	5	13.5
事 務 事 業	3	8.1
組 織 ・ 執 行 体 制	0	0
そ の 他	2	5.4
計	37	100.0

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100%にはならない。

(2) 特記すべき事案

不適切事項37件のうち、特記すべきものが次のとおり10件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 支出

委託訓練「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」（令和6年9月生・11月生）募集案内の作成（契約額451,000円）について、受注者へ提供した原稿の一部に誤りがあったことから、募集案内の再印刷が必要となった。これにより、55,000円の追加費用が発生していた。

（産業労働局 神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所 p.9）

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

該当なし

(ウ) 上記(7)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

a 予算執行

令和5年度道路維持管理工事（県単）その1道路保守業務委託契約ほか1件（当初契約額計52,844,000円）の執行に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う業務委託料の変更に係る受注者との協議に基づき、業務完了日（令和6年3月28日及び同月29日）までに増額分（計3,362,700円）の変更契約を行うべきところ、同年4月15日及び同年5月8日に業務委託料の追加支払に係る契約をそれぞれ新たに行い、令和6年度予算により執行していた。

（県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p.9）

(イ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

- 賃貸借により調達した仮設トイレ2棟（契約額1,169,300円）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。

（県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p.9）

- 重要物品である電話交換機（価格3,962,000円）について、神奈川県財務規則で定められた本庁機関の課長の承認を受けないまま、不用決定を行っていた。

（教育委員会 神奈川県立歴史博物館 p.12）

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

令和6年度予算で執行する神奈川県立子ども自立生活支援センター洗濯業務委託契約ほか1件（契約額計13,571,448円）について、会計局長通知に反し、令和5年度である令和6年3月29日に契約を締結していた。

（福祉子どもみらい局 神奈川県立子ども自立生活支援センター p.8）

イ 内容的に特記すべき事案

(7) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの

- (a) 契約事務において、物品の購入を含む令和6年度公園整備工事（県単）その4令和6年度公園緑地等維持管理工事（県単）その1合併（契約額497,200円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
- (b) 物品管理事務において、賃貸借により調達した仮設トイレ2棟（契約額1,169,300円）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。

【再掲】

- (c) 文書の管理において、令和5年度道路維持管理工事（県単）その1道路保守業務委託契約に係る変更協議関係書類1点を紛失していた。
- (d) 事務事業の執行において、健康増進法に規定する第一種施設である横須賀土木事務所の庁舎管理に当たり、同法等により、同事務所の敷地内は、喫煙することができる場所が区画され、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示する等の要件を満たした特定屋外喫煙場所以外は喫煙禁止場所とされているにもかかわらず、これらの要件を満たさない場所を喫煙場所とし、灰皿を利用できる状態で設置していた。また、当該喫煙場所の一部については、望まない受動喫煙を生じさせ得る場所を喫煙場所としており、同法により求められる配慮が不十分であった。

（県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p.9）

b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3件以上あったもの

(a) 契約

令和6年度切手購入代5件、136,734円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

（福祉子どもみらい局 神奈川県立女性相談支援センター p.8）

(b) 行政監査

産業廃棄物収集運搬及び処分業務に係る支払関係書類など計13点を紛失していた。

（教育委員会 神奈川県立生命の星・地球博物館 p.13）

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

該当なし

(4) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの

- c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
 - d 業者等への支払の期限を6月以上超過しているもの
 - e 上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの
- いずれも該当なし

3 要改善事項

要改善事項の1件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
該当なし

- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
ア 公園使用料の調定に関する件

(県土整備局 神奈川県平塚土木事務所)

神奈川県立秦野戸川公園（以下「秦野戸川公園」という。）における臨時駐車場の管理許可に伴う土地使用料について、令和5年4月から令和6年3月までの期間における臨時駐車場の開場日に係る収入調定を翌年度である令和6年5月に一括して行っていた。

秦野戸川公園においては指定管理者制度が導入されており、秦野戸川公園の指定管理者は、公園利用者のサービス向上のために、駐車場の管理運営を指定管理業務として行っている。

神奈川県平塚土木事務所は、都市公園法第5条の規定に基づき公園施設である駐車場の管理許可を指定管理者に対して行っており、その許可期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなっている。そして、公園施設の管理許可に当たっては、神奈川県都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）第24条に基づき、使用料を徴収することとされており、その算定に当たっては、都市公園条例別表第2により、使用部分の土地の面積や使用期間などに応じて算定することとなるが、駐車場に係る使用料については、「指定管理者等に対する都市公園使用料の取扱いについて」（平成18年3月1日都公第453号県土整備部長通知）において、土地の面積については直接使用収益をあげている区域のみを、使用期間については駐車料金を徴収する日数のみをそれぞれ算定の対象とすることとする特例措置が定められている。

秦野戸川公園の駐車場には、常設駐車場（使用料徴収対象面積9,782.30㎡、収容台数334台）と臨時駐車場（使用料徴収対象面積6,444.00㎡、収容台数240台）があり、駐車料金を徴することのある期間（以下「有料開場期間」という。）は、ともに令和5年4月から令和6年3月とされているが、常設駐車場は、有料開場期間の全日開場されるのに対して、臨時駐車場は、指定管理者が有料開場期間の各日の状況に応じて開場する日を決定しており、有料開場期間が終了するまでは、駐車料金を徴収する日数が確定しないことになる。このようなことから、神奈川県平塚土木事務所は、常設駐車場については当該年度当初に土地使用料の調定を行っているが、臨時駐車場については、翌年度の4月7日までに指定管理者から提出される使用実

績報告書に基づき調定を行っており、令和5年4月から令和6年3月までを対象期間とする分については、常設駐車場分の347,193円は令和5年5月10日に、臨時駐車場分の9,034円は翌年度である令和6年5月14日に調定を行っていた。

しかしながら、臨時駐車場について、年度当初に既に管理許可がなされているにもかかわらず、当該管理許可に伴う土地使用料の調定を一括して翌年度に行っている現状は、早期の収入確保の観点からみて適切とは認められない。また、神奈川県平塚土木事務所では、同事務所管内の他の都市公園における駐車場の管理許可や年度当初に占用許可がなされている道路、河川等の当該占用許可に伴う土地使用料の調定は、遅くとも第1四半期には行われていることから、これらの事案との公平性の観点からみても適切とは認められない。さらに、指定期間が終了し、指定管理者が変更となった場合に、変更後の指定管理者から指定期間開始前の臨時駐車場に係る土地使用料を誤徴収するリスクもある。

したがって、秦野戸川公園における臨時駐車場の管理許可に伴う土地使用料の調定に当たっては、事務処理の負担にも留意しつつ、四半期など一定の期間が経過して駐車料金を徴する日数が確定するごとに調定を行うこととするなどして、土地使用料の調定に係る事務が適切に行われるよう改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

監査した87か所のうち、不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は25か所であり、また、認められなかった箇所は62か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

なお、前記「2 不適切事項」の「(2) 特記すべき事案」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所（25か所、38件）

ア 政策局（3か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県統計センター	令和7年1月15日（令和6年12月6日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和6年7月分の給与1名分、151,071円について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和6年7月16日に支給すべきところ、同年8月1日に支給していた。
神奈川県立公文書館	令和7年3月21日（令和6年12月5日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 事務用什器の購入契約（契約額5,445,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 2 令和6年度のデジタルサイネージ機器の

		購入契約ほか1件（契約額計44,220円）について、契約準備期間中は見積合せ結果の通知の送付までしか認められていないにもかかわらず、令和5年度に契約を締結していた。
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター	令和7年1月30日（令和6年12月17日及び同月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、駐車場通信機器の賃貸借契約（契約額32,076円）について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。また、前金払できない経費に該当しないにもかかわらず、できるものとして契約を締結して前金で支払っていた。

イ 福祉子どもみらい局（3か所、3件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立女性相談支援センター	令和7年3月14日（令和7年2月3日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度切手購入代5件、136,734円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和7年4月3日（令和7年2月6日及び同月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度予算で執行する神奈川県立子ども自立生活支援センター洗濯業務委託契約ほか1件（契約額計13,571,448円）について、会計局長通知に反し、令和5年度である令和6年3月29日に契約を締結していた。〔特記前出〕
神奈川県立おおいそ学園	令和7年2月10日及び同年4月10日（令和7年2月7日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物（廃プラスチックほか）の処分委託契約（単価契約、概算総価額943,800円）の締結に当たり、神奈川県財務規則に定める見積書を徴することを省略できる要件に該当しないため、当該契約の受託者となる者から見積書を徴すべきところ、収集運搬委託契約の受託者となる者から処分委託業務を含めた見積書を徴して契約を締結していた。

ウ 健康医療局（1か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県精神保健福祉センター	令和7年4月30日（令和6年12月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、令和6年度ころこのちの地域医療支援事業（自殺対策）かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約（契約額1,182,600円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和6年4月12日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p> <p>2 財産管理事務において、事務室に係る行政財産の目的外使用許可（使用料3,441円）について、許可日及び許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。</p>

エ 産業労働局（2か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所	令和7年3月31日（令和7年2月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、委託訓練「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」（令和6年9月生・11月生）募集案内の作成（契約額451,000円）について、受注者へ提供した原稿の一部に誤りがあったことから、募集案内の再印刷が必要となった。これにより、55,000円の追加費用が発生していた。〔特記前出〕</p>
神奈川県立西部総合職業技術校	令和7年4月17日（令和7年3月14日及び同月17日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和7年1月分の給与1名分、273,874円について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和7年1月16日に支給すべきところ、同月22日に支給していた。</p>

オ 県土整備局（4か所、10件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所	令和7年1月30日（令和6年12月17日から同月19日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和6年度公園整備工事（県単）その4 令和6年度公園緑地等維持管理工事（県単）その1 合併（契約額497,200</p>

		<p>円)の執行に当たり、エアコンの購入に要する経費(136,620円)については「(節)備品購入費」とすべきところ、設置費と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。</p> <p>(2) 令和5年度道路維持管理工事(県単)その1道路保守業務委託契約ほか1件(当初契約額計52,844,000円)の執行に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う業務委託料の変更に係る受注者との協議に基づき、業務完了日(令和6年3月28日及び同月29日)までに増額分(計3,362,700円)の変更契約を行うべきところ、同年4月15日及び同年5月8日に業務委託料の追加支払に係る契約をそれぞれ新たに行い、令和6年度予算により執行していた。〔特記前出〕</p> <p>2 契約事務において、物品の購入を含む令和6年度公園整備工事(県単)その4令和6年度公園緑地等維持管理工事(県単)その1合併(契約額497,200円)の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。〔特記前出〕</p> <p>3 物品管理事務において、賃貸借により調達した仮設トイレ2棟(契約額1,169,300円)について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。〔特記前出〕</p> <p>4 文書の管理において、令和5年度道路維持管理工事(県単)その1道路保守業務委託契約に係る変更協議関係書類1点を紛失していた。〔特記前出〕</p> <p>5 事務事業の執行において、健康増進法に規定する第一種施設である横須賀土木事務所の庁舎管理に当たり、同法等により、同事務所の敷地内は、喫煙することができる場所が区画され、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示する等の要件を満たした特定屋外喫煙場所以外は喫煙禁止場所とされているにもかかわらず、これらの要件を満たさない場所を喫煙場所とし、灰皿を利用できる状態で設置し</p>
--	--	--

		ていた。また、当該喫煙場所の一部については、望まない受動喫煙を生じさせ得る場所を喫煙場所としており、同法により求められる配慮が不十分であった。〔特記前出〕
神奈川県平塚土木事務所	令和7年1月27日（令和6年12月4日から同月6日まで職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、令和6年度公園緑地等維持管理工事県単（その1）維持管理運営業務委託契約（契約額15,950,000円）に基づく利用促進業務として受注者に作成させた、いせはら塔の山緑地公園のホームページについて、知事室及びデジタル戦略本部室が作成した外部サイト・特殊ページの開設に関するガイドライン等に基づき、外部サイト開設の必要性や、県が委託事業により作成するウェブサイト求められる情報セキュリティ、ウェブアクセシビリティ等の水準を確保するための仕様について両所屬と事前に協議すべきところ、これを行わず、上記の水準の確保のための仕様が記載されていない契約を締結していた。その結果、上記の水準を満たさない外部サイトを受注者が作成し、公開することとなった。 （要改善事項） 「公園使用料の調定に関する件」（前記3(2)ア参照）
神奈川県県西土木事務所	令和7年2月5日（令和6年12月20日、同月23日及び同月24日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、共架電線1本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年12月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額27,393円のうち10,054円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	令和7年3月7日（令和7年1月27日及び同月28日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、非常用発電設備分解整備工事契約（契約額1,980,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

カ 企業庁（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場	令和7年2月5日（令和6年12月24日及び同月25日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、電話柱等設置のための行政資産の使用許可1件について、神奈川県公営企業固定資産管理規程の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を行っていなかった。その結果、使用料100円が徴収不足であった。

キ 教育委員会（10か所、14件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会教育局中教育事務所	令和7年3月10日（令和7年1月16日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年度NHK放送受信料1件、12,276円について、前渡金管理精算票を作成し、支出命令に係る伺いに添付すべきところ、添付が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立図書館	令和7年3月10日（令和7年1月31日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度神奈川県生涯学習情報ウェブサイト特集記事制作及びサイト運用支援業務委託契約（契約額2,607,000円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。
神奈川県立総合教育センター	令和7年2月20日（令和6年12月12日及び同月13日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、その他柱類1本に係る教育財産の目的外使用許可（使用料免除）について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。
神奈川県立歴史博物館	令和7年3月28日（令和7年1月23日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和6年度NHK放送受信料1件、18,414円について、前渡金管理精算票を作成し、支出命令に係る伺いに添付すべきところ、これを行っていなかった。 2 物品管理事務において、重要物品である電話交換機（価格3,962,000円）について、神奈川県財務規則で定められた本庁機関の課長の承認を受けないまま、不用決定を行っていた。〔特記前出〕

神奈川県立生命の星・地球博物館	令和7年3月27日（令和7年1月29日及び同月30日職員調査）	（不適切事項） 1 物品管理事務において、電子入札用ICカード4枚を紛失していた。これにより、代替品として電子入札用ICカード35,200円を購入することになった。 2 文書の管理において、産業廃棄物収集運搬及び処分業務に係る支払関係書類など計13点を紛失していた。〔特記前出〕
神奈川県立相模原弥栄高等学校	令和7年3月17日（令和6年12月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立相模原弥栄高等学校空調機賃貸借契約（契約額21,780円）について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。
神奈川県立神奈川総合産業高等学校	令和7年3月4日（令和7年1月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、PC2台の購入契約（契約額341,000円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県立西湘高等学校	令和7年3月25日（令和7年1月9日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、図書館用図書の購入契約（契約額445,530円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 2 事務事業の執行において、心電図検診委託契約（単価契約、支払額計492,030円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となることから、受注者に引き渡した個人情報の返還など、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。
神奈川県立あおば支援学校	令和7年1月16日（令和6年12月2日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、医療的ケア通学支援業務（看護）委託契約3件（単価契約、概算総額計3,996,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

神奈川県立座間支援学校	令和7年2月21日（令和6年12月12日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、消火器の処分費1件、22,000円の執行に当たり、「（節）役務費」とすべきところ、「（節）需用費」で執行していた。 2 契約事務において、医療的ケア通学支援業務（看護）委託契約（単価契約、概算総価額3,248,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。
-------------	---------------------------	---

ク 公安委員会（1か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県川崎警察署	令和7年2月4日（令和6年12月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和6年度被留置者診療代（5月分）ほか1件（支払額計105,893円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 2 ルームクーラーの購入、撤去及び電源工事契約（契約額457,600円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所（62か所）

ア 総務局（3か所）

神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県平塚県税事務所

イ 暮らし安全防災局（1か所）

神奈川県温泉地学研究所

ウ 環境農政局（1か所）

神奈川県横浜川崎地区農政事務所

エ 福祉子どもみらい局（3か所）

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立総合療育相談センター、さがみ緑風園

オ 健康医療局（3か所）

神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県動物愛護センター

カ 産業労働局（4か所）

神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県立東部総合職業技術校

キ 県土整備局（2か所）

神奈川県横浜川崎治水事務所、神奈川県リニア中央新幹線推進事務所

ク 企業庁（6か所）

神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁鎌倉水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

ケ 教育委員会（19か所）

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立生田高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立厚木王子高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立藤沢支援学校、神奈川県立茅ヶ崎支援学校、神奈川県立伊勢原支援学校

コ 公安委員会（20か所）

神奈川県山手警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県相模原北警察署